

国立研究開発法人産業技術総合研究所会計規程

制定 平成13年4月1日 13規程第5号
最終改正 平成27年4月1日 27規程第3号 一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の財務及び会計の処理に関する基準を定め、研究所の財政状態及び運営状況に関し、真実な報告を行うとともに、業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この規程において、地域センター等とは、国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号）第4条に規定する福島再生可能エネルギー研究所、臨海副都心センター及び地域センターをいう。

(適用)

第2条 研究所の財務及び会計に関しては、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）、国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成11年法律第203号）、国立研究開発法人産業技術総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成13年経済産業省令第108号。以下「省令」という。）及びその他関係法令並びに国立研究開発法人産業技術総合研究所業務方法書（13業務方法書第1号）に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(事業年度所属区分)

第3条 研究所の資産、負債及び純資産の増減、異動並びに収益及び費用は、その原因となる事実の発生した日により事業年度所属を区分するものとし、その日を決定することが困難な場合は、その原因となる事実を確認した日により事業年度所属を区分するものとする。

(会計担当職)

第4条 財務及び会計に関する事務の適正を図るため、次に掲げる会計担当職を設けるものとし、その担当する事務は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 契約担当職 研究所の収入及び支出の原因となる契約その他の行為に関すること。
- 二 出納命令職 研究所の収入及び支出の調査決定、出納職に対する現金、預金又は有価証券の出納命令及び勘定科目間の振替命令並びに債権債務の管理に関すること。ただし、福島再生可能エネルギー研究所出納命令職、臨海副都心センター出納命令職及び地域センター出納命令職の所掌に属するものを除く。
- 三 地域センター等出納命令職 次のイからハまでに掲げる福島再生可能エネルギー研究所出納命令職、臨海副都心センター出納命令職及び地域センター出納命令職をいう。

- イ 福島再生可能エネルギー研究所出納命令職 研究所の収入及び支出のうち福島再生可能エネルギー研究所に係る収入及び支出の調査決定、福島再生可能エネルギー研究所出納職に対する現金、預金又は有価証券の出納命令及び勘定科目間の振替命令並びに福島再生可能エネルギー研究所に係る債権債務の管理に関すること。
 - ロ 臨海副都心センター出納命令職 研究所の収入及び支出のうち臨海副都心センターに係る収入及び支出の調査決定、臨海副都心センター出納職に対する現金、預金又は有価証券の出納命令及び勘定科目間の振替命令並びに臨海副都心センターに係る債権債務の管理に関すること。
 - ハ 地域センター出納命令職 研究所の収入及び支出のうち地域センターに係る収入及び支出の調査決定、地域センター出納職に対する現金、預金又は有価証券の出納命令及び勘定科目間の振替命令並びに地域センターに係る債権債務の管理に関すること。
- 四 出納職 出納命令職の出納命令に基づく現金、預金及び有価証券の出納保管に関すること。
- 五 地域センター等出納職 次のイからハマまでに掲げる福島再生可能エネルギー研究所出納職、臨海副都心センター出納職及び地域センター出納職をいう。
- イ 福島再生可能エネルギー研究所出納職 福島再生可能エネルギー研究所出納命令職の出納命令に基づく現金、預金及び有価証券の出納保管に関すること。
 - ロ 臨海副都心センター出納職 臨海副都心センター出納命令職の出納命令に基づく現金、預金及び有価証券の出納保管に関すること。
 - ハ 地域センター出納職 地域センター出納命令職の出納命令に基づく現金、預金及び有価証券の出納保管に関すること。
- 2 理事長は、前項各号に掲げる会計担当職の事務を分掌させるため、必要に応じ、それぞれの分任会計担当職を設けることができる。
- 3 理事長は、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、役職員に前二項に掲げる者の事務を代理させ、又は事務の一部を処理させることができる。

(会計担当職の兼職禁止)

第5条 会計担当職（前条第2項に規定する分任会計担当職を含む。以下同じ。）の職務のうち、出納命令職の職務と出納職の職務及び地域センター等出納命令職の職務と地域センター等出納職の職務とは兼ねることはできない。ただし、特別の必要がある場合には、別に定めることができる。

第2章 勘定整理及び帳簿

(勘定科目)

第6条 研究所の一切の取引は、適切な名称を付した勘定科目により表示しなくてはならない。

(取引の仕訳整理)

第7条 研究所の資産、負債及び純資産の増減並びに収益及び費用の発生に関する取引については、会計伝票を作成し、これにより記録・整理するものとする。

(会計帳簿等)

第8条 研究所は、会計に関する次の帳簿及び伝票を備え、所要の事項を整然かつ、明瞭に記録す

るものとする。

- 一 総勘定元帳
- 二 会計伝票
- 三 補助元帳
- 四 諸管理簿

(会計帳簿等の保存期間)

第9条 会計帳簿、伝票及び経理関係書類の保存期間は、次のとおりとする。

- 一 財務諸表及び決算報告書 永久保存
- 二 総勘定元帳、会計伝票、補助元帳及び諸管理簿 10年保存
- 三 その他の経理関係書類 7年保存

第3章 予算

(予算の内容)

第10条 理事長は、省令第9条に規定する年度計画に基づき、収入支出予算を定める。

- 2 前項の収入予算はその性質に、支出予算はその目的に従って区分するものとする。

(予算実施計画等の示達)

第11条 理事長は、前条の区分ごとに収入支出予算実施計画を定め、これを執行単位ごとに示達するものとする。

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、前項の収入支出予算実施計画を変更することができる。

(支出予算の実施)

第12条 各執行単位は、前条第1項の規定により示達された支出予算実施計画の範囲内において執行する。

(支出予算の流用)

第13条 各執行単位は、第11条第1項の規定により示達された予算実施計画の運営費交付金、施設費補助金、受託費又はその他の費用の間において相互に流用してはならない。

(支出予算の繰越)

第14条 支出予算の経費の金額のうち、事業年度内に支出決定を終わらなかったものについて、支出予算の実施上必要があるときは、これをその事業年度の翌事業年度に繰り越して使用することができる。

第4章 金銭及び有価証券

(金銭及び有価証券の定義)

第15条 金銭とは、現金、預金をいい、有価証券とは、株券（国立研究開発法人産業技術総合研究所出資業務規程（26規程第33号。以下「出資規程」という。）第3条により取得したものに限り、）国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券とする。

- 2 現金とは、通貨のほか、小切手、郵便為替証書、振替貯金払出証書、銀行払歳出金支払通知書、国庫金支払通知書その他随時に通貨と引き換えることができる証書とする。

- 3 預金とは、当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、郵便貯金及び金銭信託とする。

(取引銀行)

第16条 研究所の取引銀行は、理事長が指定するものとする。

(預金の約定等)

第17条 預金の約定及び口座の開設は、理事長が行うものとする。ただし、理事長が業務上特に必要と認めた者は、これを行うことができる。

(収納)

第18条 研究所の収入となるべき金額を収納しようとするときは、原則として、契約の相手方に対し納付の依頼又は請求を行うものとする。

2 収納は、原則、銀行振込通知書等により確認するものとする。

3 収納金を確認したときは、納入者に対し、領収書を発行するものとする。ただし、銀行振込の場合には、領収書の発行を省略することができる。

(債権の管理)

第19条 出納命令職及び地域センター等出納命令職は、自己が管理する債権を適正に管理しなければならない。

(支払)

第20条 支払は、原則として、銀行口座振込又は小切手により行うものとする。ただし、役員、職員、契約職員並びに研究所の業務を行う者であって役員、職員及び契約職員以外の者（以下「役職員等」という。）に対する支払、小口現金払その他取引上必要がある場合には、通貨をもって行うことができる。

2 支払にあたっては、相手先から領収証又はこれに準ずる証票を受け取るものとする。ただし、銀行口座振込の場合には、振込依頼銀行の振込通知書等をもって、これに代えることができる。

(有価証券等の受入及び支払)

第21条 第18条第2項及び第3項並びに前条の規定は、有価証券及び研究所の収入又は支出とならない金銭の受払について準用する。

(金銭の立替金支払)

第22条 業務上やむを得ない場合において、立替払を行うことができる。

(前金払等)

第23条 経費の性質上又は業務の運営上必要があるときは、前金払又は概算払をすることができる。

(部分払)

第24条 工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入れ契約に係る既納部分に対し、その契約により完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要があるときは、その完済部分又はその既納部分の代価の範囲内で部分払をすることができる。

(現金の預託等)

第25条 余裕金は、業務上必要な手許現金を除き、通則法第47条に定める方法により運用するものとする。

(手許現金)

第26条 出納職及び地域センター等出納職は、旅費及び常用の雑費その他の経費の小口現金払に充当するため、手許に現金を保有することができる。

第5章 財産の管理及び処分

(財産管理運用の原則)

第27条 研究所の財産（金銭及び有価証券を除く。以下同じ。）は、常に良好な状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて、最も効率的に、これを運用しなければならない。

(財産の貸付等)

第28条 法令等により定める場合を除き、研究所の業務に必要な場合又は業務に支障を来さないと認められる場合には、研究所の財産の貸付、譲渡又は交換をすることができる。

2 研究所の財産は、出資規程に定めるところにより、出資することができる。

(財産の売払等)

第29条 研究所の財産は、売払を目的とするもの又は不用の決定をしたものでなければ売り払いをすることができない。

2 研究所の財産は、不用の決定をしたものでなければ廃棄することができない。

第6章 契約

(契約の方法)

第30条 契約担当職は、売買、貸借、請負その他（他の所掌に属するものを除く。）の契約を締結する場合においては、次項及び第3項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

2 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で前項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、指名競争に付するものとする。

3 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、随意契約によるものとする。

4 契約に係る予定価格が少額である場合その他要領で定める場合においては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、要領の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

(複数年度契約)

第30条の2 契約担当職は、契約の性質又は目的に応じて、複数年度にわたる契約を締結することができる。

(契約書の作成)

第31条 契約担当職は、契約を締結しようとするときは、その履行に関する必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、軽易な契約については、契約書を省略し、又はこれに代わる書類をもって処理することができる。

(入札保証金)

第32条 契約担当職は、第30条第1項又は第2項の規定により競争に付そうとする場合においては、その競争に加わろうとする者に、その者の見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の入札保証金の納付は、国債又は確実に認められる有価証券その他の担保の提供をもって代えることができる。

(入札保証金の帰属)

第33条 前条の規定により納付された入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）のうち、落札者の納付に係るものは、その者が契約を結ばなかったときは研究所に帰属するものとする。

（落札の方法）

第34条 契約担当職は、競争に付する場合においては、契約の目的に応じて予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方としなければならない。ただし、支払の原因となる契約のうち次の各号に掲げる場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者をその契約の相手方とすることができる。

一 申込みの価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。

二 契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれのあるとき。

2 契約の性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格及びその他の条件が研究所にとって最も有利なもの（同項ただし書きの場合にあっては、次に有利な者）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

（契約保証金）

第35条 契約担当職は、研究所と契約を締結する者に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 第32条第2項の規定は、前項の契約保証金の納付について準用する。

（契約保証金の帰属）

第36条 前条の規定により納付された契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、これを納付した者が、その契約上の業務を履行しないときは、研究所に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

（監督及び検査）

第37条 契約担当職は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合においては、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

2 契約担当職は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならない。

3 契約担当職は、特に必要があると認められる場合においては、補助者以外の役員、職員及び契約職員並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、研究所との契約により派遣された者（以下「派遣労働者」という。）に第1項及び前項の監督及び検査を命じて行わせることができる。

4 契約担当職は、特に必要があると認められる場合においては、役員、職員及び契約職員並びに派遣労働者以外の者に第1項及び第2項の監督及び検査を委託して行わせることができる。

5 契約担当職又は契約担当職から検査を命ぜられた補助者及び契約担当職から検査を命ぜられた

補助者以外の役員、職員及び契約職員並びに派遣労働者は、検査を完了した場合においては、検査調書を作成しなければならない。

- 6 前項の規定により検査調書を作成すべき場合においては、その検査調書に基づかなければその請負契約による支払をすることができない。

第7章 資産

(資産の区分)

第38条 研究所の資産は、流動資産及び固定資産に区分する。

- 2 流動資産は、次に掲げるものとする。

- 一 現金及び預金
- 二 有価証券
- 三 たな卸資産
- 四 前渡金
- 五 前払費用
- 六 未収収益
- 七 未収金
- 八 立替金
- 九 仮払金
- 十 仮払消費税等
- 十一 その他

- 3 固定資産は、次に掲げるものとする。

- 一 有形固定資産
 - イ 建物
 - ロ 構築物
 - ハ 機械及び装置
 - ニ 船舶
 - ホ 車両運搬具
 - ヘ 工具器具備品
 - ト 土地
 - チ 建設仮勘定
 - リ その他
- 二 無形固定資産
 - イ 産業財産権
 - ロ 実用新案権
 - ハ 借地権
 - ニ ソフトウェア
 - ホ 産業財産権仮勘定
 - ヘ その他
- 三 投資その他の資産

- イ 敷金・保証金
- ロ 長期前払費用
- ハ 投資有価証券
- ニ 関係会社株式
- ホ その他

(たな卸資産の種類)

第39条 研究所のたな卸資産は研究成果普及品、仕掛品、共通消耗品及び貯蔵品とする。

(取得原価主義)

第40条 資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。

(固定資産の計上基準)

第41条 1個又は1組の取得原価が50万円未満の償却資産については原則として資産計上しない。

(固定資産の減価償却)

第42条 有形固定資産はその資産の耐用年数にわたり、無形固定資産はその資産の有効期間にわたり定額法により減価償却を行う。

- 2 前項の耐用年数及び有効期間の決定については、その資産の物理的減価及び機能的減価を十分に考慮しなければならない。

(固定資産の減損処理)

第42条の2 固定資産は減損に係る処理を行わなければならない。

第8章 負債及び純資産

(負債の区分)

第43条 研究所の負債は、流動負債及び固定負債に区分する。

- 2 流動負債は、次に掲げるものとする。

- 一 運営費交付金債務
- 二 預り施設費
- 三 預り寄附金
- 四 短期借入金
- 五 未払金
- 六 未払費用
- 七 リース債務
- 八 前受金
- 九 預り金
- 十 前受収益
- 十一 引当金
- 一二 仮受金
- 十三 仮受消費税等
- 一四 未払消費税等
- 十五 その他

- 3 固定負債は、次に掲げるものとする。

- 一 資産見返負債
- 二 長期預り寄附金
- 三 長期前受金
- 四 リース債務
- 五 引当金
- 六 その他

(純資産の区分)

第44条 研究所の純資産は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金（欠損があるときは、欠損金）に区分する。

2 資本金は、次に掲げるものとする。

- 一 政府出資金

3 資本剰余金は、次に掲げるものとする。

- 一 資本剰余金

イ 贈与資本剰余金

ロ 評価替剰余金

二 損益外減価償却累計額

三 損益外減損損失累計額

4 利益剰余金は、次に掲げるものとする。

一 前中長期目標等期間繰越積立金

二 目的積立金

三 積立金

四 当期末処分利益

第9章 決算

(合計残高試算表)

第45条 出納命令職は、月次の財務状況を明らかにするため、合計残高試算表を作成しなければならない。

(年度末決算)

第46条 出納命令職は、毎事業年度終了後、速やかに資産、負債及び純資産並びに損益の諸勘定について、所要の整理をしなければならない。

(財務諸表及び決算報告書)

第47条 理事長は、前条の整理を行った後、次の財務諸表と決算報告書を作成しなければならない。

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 キャッシュ・フロー計算書

四 利益の処分又は損失の処理に関する書類

五 行政サービス実施コスト計算書

六 附属明細書

2 理事長は、特定関連会社（「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に規

定する特定関連会社をいう。)と連結決算を行う場合、前項に規定するもののほか、次の連結財務諸表を作成しなければならない。

- 一 連結貸借対照表
- 二 連結損益計算書
- 三 連結キャッシュ・フロー計算書
- 四 連結剰余金計算書
- 五 連結附属明細書

第10章 会計監査及び責任等

(会計監査)

第48条 理事長は、予算の執行及び会計処理の適正を期するため、必要と認めるときは特に命令した役員等々に会計監査を行わせるものとする。

(会計担当職の責任)

第49条 会計担当職は、研究所の財務及び会計に関し適用される法令、この規程その他研究所の定めるところに従い、善良な管理者の注意をもって、その職務を行わなければならない。

- 2 会計担当職は、故意又は重大な過失により、前項の規定に違反して、研究所に損害を与えたときは、その損害を弁償する責めに任じなければならない。

(財産亡失等の報告義務及び責任)

第50条 役員等は、研究所の金銭又は有価証券を亡失したときは、当該金銭又は有価証券を管理する責任者に報告しなければならない。

- 2 役員等は、研究所の財産を亡失し、又はき損したときは、当該財産を管理する責任者に報告しなければならない。
- 3 役員等は、故意又は重大な過失により、研究所の金銭若しくは有価証券又は財産を亡失し、又はき損したときは、その損害を弁償する責めに任じなければならない。

(弁償責任の決定)

第50条の2 理事長は、役員等が研究所に損害を与えたときは、弁償の要否及び弁償額を決定するものとする。

第11章 雑則

(委任)

第51条 この規程を実施するために必要な事項については、別に定める。

附 則 (13規程第5号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (17規程第38号・一部改正)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (18規程第14号・一部改正)

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

附 則 (19規程第44号・一部改正)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (20規程第51号・一部改正)

この規程は、平成21年2月1日から施行する。

附 則 (23規程第13号・一部改正)

この規程は、平成23年5月13日から施行する。

附 則 (24規程第14号・一部改正)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (25規程第43号・一部改正)

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (26規程第30号・一部改正)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (27規程第3号・一部改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。